

登録日時	2011/1/12	登録番号	032
行動 チーム名	雨水の活用システム『提案：検証』チーム		
行動主体	事務局 所在 東京都千代田区九段南一丁目5番6号【(一社)産学技術協会内】 事務局長 須田哲夫 03-6869-3502 (携帯 090-3003-4341) E. mail info@earthfrontier.rdy.jp 株式会社 関高 群馬県邑楽郡千代田町舞木 2848 株式会社 トーテツ 東京都品川区大崎 3丁目 6-11 株式会社 コスモスエンタープライズ 東京都杉並区高円寺南 2丁目 14番 2号 アースフロンティア株式会社 群馬県館林市つつじ町 11-5 昭和機工株式会社 茨城県牛久市柏田町 3523-3 エスキー工機株式会社 山形県酒田市大宮町 2丁目 5-20 一般社団法人 産学技術協会 東京都千代田区九段南一丁目5番6号		
行動内容	「雨水の利用の推進に関する法律」(平成26年法律第17号)が平成26年5月1日に施行された事で、今後発展すべき利用方法の提案と検証、又インフラ内の課題の改善。 1. 分散型治水スペースの天候に合わせた貯水量の自動調整システムの開発 (流出抑制、災害時生活用水、防火用水、日常時の環境改善対策水) 2. 分別集水の確立で集排水インフラの安定化 3. 雨水の集排水インフラ内の蚊の発生を無くし貯水槽への薬剤流入を防ぐ		
課題分析	1. 雨水利用は分散型治水の雨水を使う事が前提である為、降雨前に治水の為のスペースを確保する必要がある。 よって気象条件により貯水量を自動的に可変させる仕組みと集排水インフラの安定を管理して置く必要がある。 近年気候変動により、場所、時間、降雨量の読めないゲリラ豪雨が頻発し、分散型治水の普及が急務である。漸くゲリラ豪雨の予想の精度も上がり、分散型治水の普及速度が災害確率を減らすカギと言える。しかしながら、個人で分散型治水スペースを設置するには費用対効果も合わず、積極的に普及させるには、補助金の整備と効果的な雨水利用で、総合費用対効果を改善出来る利用方法が必要である。 2. 雨水の集排水路は、周辺のゴミが集まり流れ込み移動して堆積する問題が、新たな冠水の一因とも言える。しかし分別集水マットの導入で改善が可能だ。これによりゴミを集水口上で処理する事が可能と成り排水路内の堆積はほとんど無視できる。 しかしながら集水口周辺ではゴミの取り除き作業が今までよりも頻発する事になり習慣化されるまでには戸惑いも残る。 3. 雨水の集排水路は、水量が落ちることで場所の特定できない堆積を各地で起こし水溜りを作り、蚊の繁殖場所を作ってきた。観光立国化を目指す日本では今後多国籍の外国人の来日が見込まれることから、感染症潜伏期間者の水際対策が難しい状態にある。蚊で媒介する感染症を、雨水排水路から出さない為にも、蚊の繁殖場所の無い雨水排水路を目指す。更に、貯水槽に薬剤などが流れ込まない様にボウフラ対策は物理的処理で行うべきだ。 4. 雨水利用は利用者が気軽に使えるものであり水道とは違う目的で使える事が望ましい、又、雨水の分別集排水が常識化すれば、雨水を国際資源としての販売する事も可能になる。例えば中東からの原油輸入の帰りに使うバラスト水の雨水を入れることで、中東に雨水の備蓄が可能になる、砂漠の緑地化、又は太陽光発電と組み合わせて水素を作る元水にする等の利用方も考えられる。		
留意事項	雨水利用と治水の関係性を公知させ、水道水と雨水利用水の差別化した利用方法の確立が必要		

注) 記述内容は様式1枚に納めてください。参考資料(図、写真等)は添付(複数枚可)してください。